

3. 騒音

1. 現況

騒音の発生源は、工場・事業場、建設作業、交通機関、深夜のカラオケ、一般家庭など多種多様です。また、音に対する感じ方にも個人差があるなど、複雑な要因があります。

根室市は、騒音規制法に基づき昭和48年3月に規制地域を指定しています。現在の規制地域は図3-1(P23)のとおりで、根室市街地と花咲港及び厚床市街地で、平成9年5月より施行されています。

令和元年度の騒音に関する苦情は、除雪作業に係るものが1件ありました。

2. 発生源の概要

(1)工場・事業場届出状況

騒音規制法、北海道公害防止条例に基づく届出状況は表3-1のとおりです。また、市条例に基づく届出は表3-2のとおりで、騒音又は振動発生施設として届出をされています。

表 3-1 工場・事業場届出状況

(令和2年3月31日 現在)

区分	施設名		施設数	工場数	実工場数	
騒音規制法	金属加工機械		1	1	34	
	空気圧縮機・送風機		58	27		
	建設用資材製造機械		3	3		
	木材加工用	ドラムバーカー		1		11
		チッパー		5		
		帯のこ盤		19		
		丸のこ盤		2		
		かんな盤		12		
計		101	(42)			
北海道公害防止条例	金属加工の用に供する施設	液圧プレス	1	1	17	
		せん断機	2	1		
	空気圧縮機・送風機		31	11		
	破砕機・ふるい		28	4		
	コンクリートプラント・アスファルトプラント		2	2		
	木材加工の用に供する施設	ドラムバーカー		1		1
		チッパー		2		2
		丸のこ盤		1		1
	印刷機械		2	1		
	計		70	(24)		

表 3-2 工場・事業場届出状況（騒音又は振動発生施設）

（令和2年3月31日 現在）

区分	施設名	施設数	工場数	実工場数
根室市公害防止条例	空気圧縮機・送風機	126	38	107
	製材に用いられる機械	6	3	
	木材の加工に用いる機械	44	9	
	金属の加工に用いる機械	2	1	
	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	28	26	
	冷凍機	177	40	
	かな盤	17	7	
	グラインダー	10	10	
	計	410	(134)	

(2) 特定建設作業届出状況

令和元年度における騒音規制法（規制地域内）及び北海道公害防止条例（規制地域外）の規定による特定建設作業実施届出は、ありませんでした。

3. 環境騒音

環境騒音測定は、平成25年度まで図3-2の一般地域4地点でして実施していました。昼間・夜間の時間帯を通して全ての地点で環境基準値を満たしており、新たな騒音の発生源もなく、騒音発生源に大きな変化がないため現在は測定していません。

表 3-3 環境騒音測定結果

類型	地域区分		測定地点 [地点番号]	10年間測定 (H16～H25)	騒音レベル (dB)		備考
	区域	地域			昼間	夜間	
A	第2種 区域	第2種 中高層 住居専用 地域	駒場町 2-15-30 [A]	平均値	48	40	付近は住宅街
				最小値	44	37	
				最大値	52	44	
			A 類型	環境基準値	55	45	
B	第2種 区域	第1種 住居地域	有磯町 1-4-1 [B]	平均値	47	42	付近には住宅 の他、病院有り
				最小値	44	40	
				最大値	51	45	
			B 類型	環境基準値	55	45	
C	第3種 区域	準工業 地域	鳴海町 4-3 [C]	平均値	48	43	付近は住宅街
				最小値	46	40	
				最大値	52	48	
			C 類型	環境基準値	60	50	

4. 自動車騒音

自動車騒音の常時監視は、5年間で11か所の測定地点を設定し、測定を行っております。
令和元年度の測定は、図3-2(P24)の3区間1路線で測定を行っており、その結果は表3-4のとおりです。

今までの自動車騒音の測定結果は、一定の基準（要請限度）を超えたことはありません。

表 3-4 自動車騒音の常時監視 測定結果

令和元年度 常時監視箇所

No.	路線名 (始点～終点)	評価区間の延長 (km)	車線数	評価区間全体対象 住居等戸数 (戸)	昼・夜とも環境基準 値以下 (戸)
①	道道根室半島線 (弥栄町～月見町)	0.8	6	154	154
②	道道根室半島線 (曙町～明治町)	0.5	4	175	175
③	道道根室半島線 (光洋町)	0.9	2	195	195

令和元年度 騒音測定結果 (道路近傍騒音)

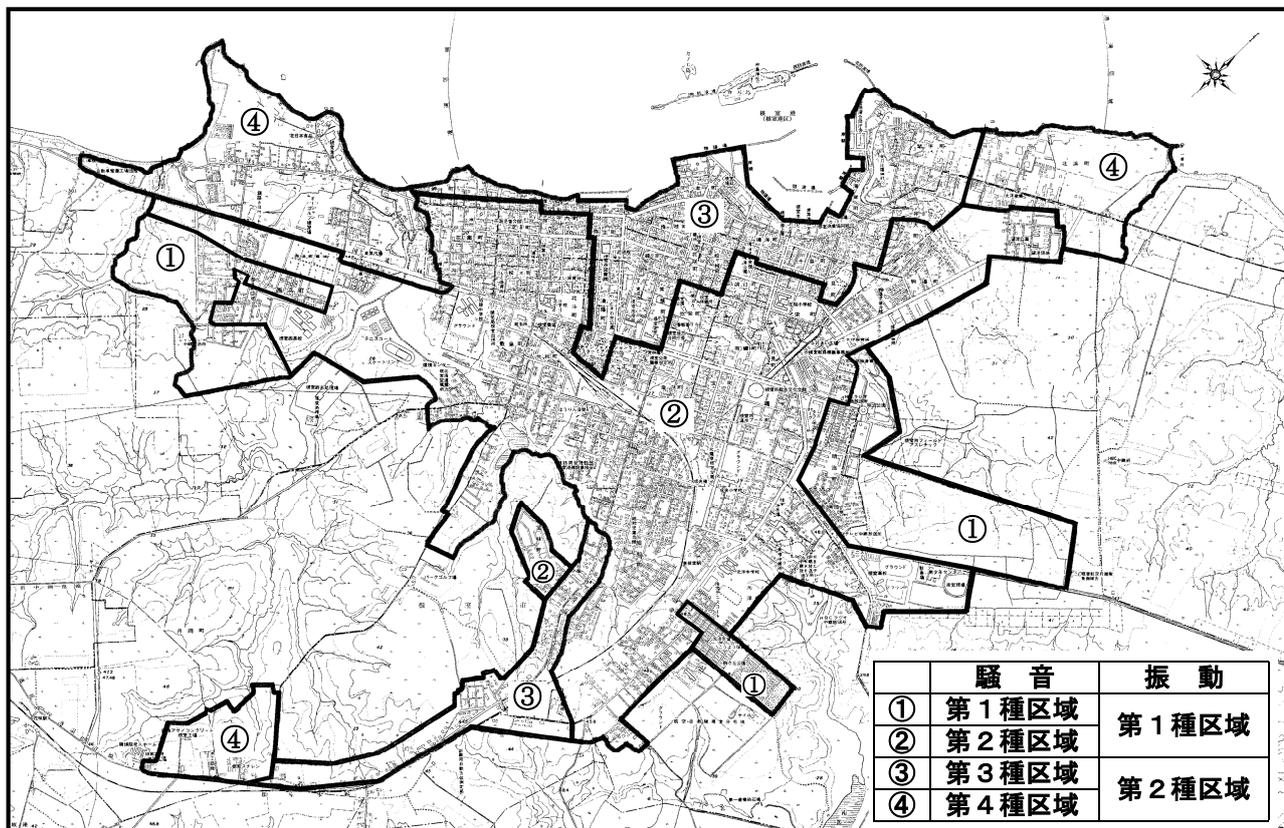
No.	測定地点の住所 (路線名)	近接 空間 (戸)	非近接 空間 (戸)	測定年月日	等価騒音レベル (dB)		中央値 (dB)	
					昼	夜	昼	夜
①	幸町1丁目 (道道根室半島線)	66	88	R 1. 9.25～9.26	61	48	53	41
②	明治町2丁目 (道道根室半島線)	93	82	R 1. 9.25～9.26	60	52	45	37
③	光洋町3丁目 (道道根室半島線)	75	120	R 1. 10.10～10.11	64	54	52	37

評価対象道路データ

No.	測定地点の住所(路線名)	測定 期間 間隔	用途 地域	環境 基準 類型	道路に面する 地域の環境基準		道路に近接する 空間の環境基準値	
					昼	夜	昼	夜
1	本町(道道根室半島線)	5年	第4種	C	65dB 以下	60dB 以下	70dB 以下	65dB 以下
2	敷島町(道道根室浜中釧路線)		第3種	B				
3	栄町(市道縦9号線)	5年	第3種	B				
4	駒場町(市道縦9号線)		第3種	B				
5	宝林町(道道花咲港線)	5年	第3種	B				
6	光和町(道道根室停車場線)		第4種	C				
7	松本町(一般国道44号線)	5年	第3種	B				
8	緑町(道道根室港線)		第4種	C				
9	幸町(道道根室半島線)	5年	第2種	A				
10	明治町(道道根室半島線)		第3種	B				
11	光洋町(道道根室半島線)		第2種	A				

図3-1 騒音及び振動の規制地域図

(1)



(2)

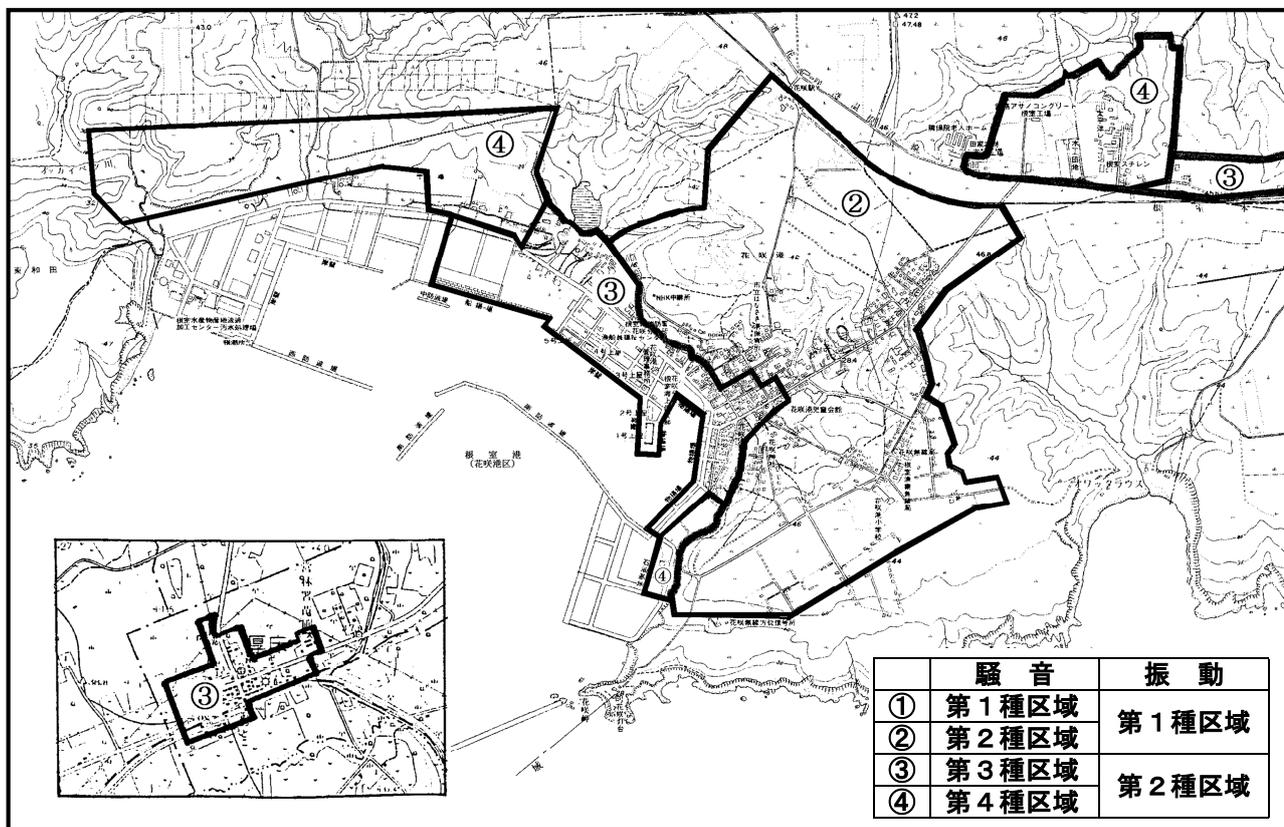
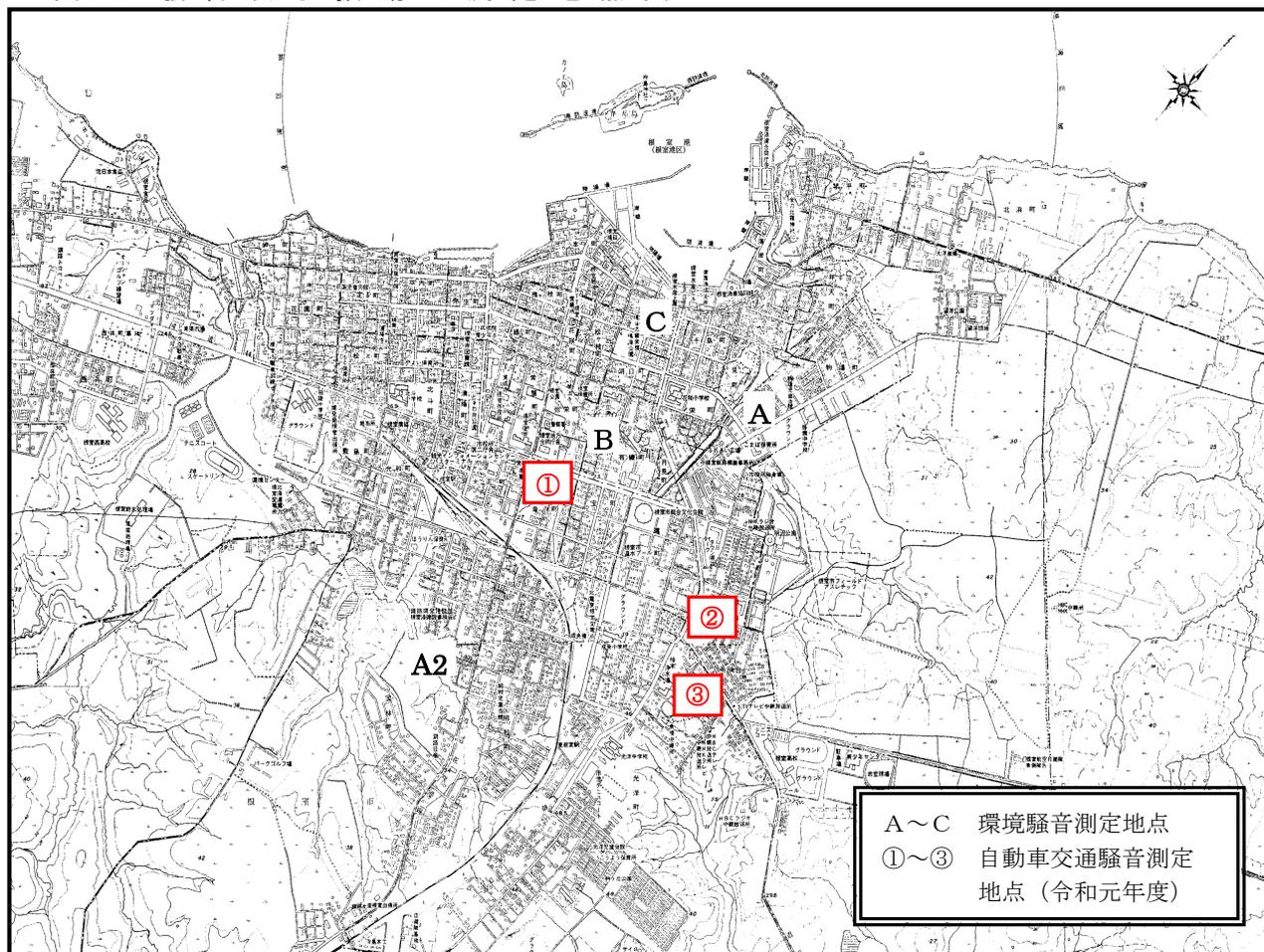


図3-2 騒音及び振動の測定地点図



4. 振 動

1. 現 況

振動は、工場や建設作業、自動車の走行などによって発生した振動が、周囲の地盤に伝わり建物を振動させ、物理的、心理的に影響を与える現象で、多くは騒音と一体となって発生します。

根室市では昭和54年3月に振動規制法に基づき規制地域を指定しています。なお、現在の規制地域は、平成9年5月に北海道から告示が行われ（北海道告示第781号）、図3-1（P25）のとおりで、根室市街地、花咲港及び厚床市街地となっています。

令和元年度は、振動に関する苦情はありませんでした。

2. 発生源の概要

(1) 工場・事業場届出状況

振動規制法、北海道公害防止条例に基づく届出状況は表4-1（P27）のとおりです。根室市公害防止条例に基づく届出は、騒音又は振動発生施設として騒音と同じ表3-2（P23）のとおりです。

表 4-1 工場・事業場届出状況

(令和2年3月31日 現在)

施設名	区分	振動規制法			北海道公害防止条例		
		施設数	工場数	実工場数	施設数	工場数	実工場数
金属加工機械				10	3	1	13
圧縮機		22	8		9	6	
遠心分離機					5	2	
破砕機・ふるい等					28	4	
コンクリートプラント					1	1	
木材加工機械		2	2		1	1	
計		24	(10)		47	(15)	

(2) 特定建設作業届出状況

令和元年度における振動規制法（規制地域内）及び北海道公害防止条例（規制地域外）の規定による特定建設作業実施届出は、ありませんでした。

3. 道路交通振動

道路交通振動は、平成22年度まで自動車交通騒音と同一地点で同時に実施していましたが、全ての地点の測定で要請限度を大きく下回っており、走行台数等に大きな変化がないため、その後の測定は実施していません。

なお、道路交通振動についての環境基準値はありません。

5. 悪 臭

1. 現 況

悪臭は、騒音や振動と同じ感覚公害で、心理状態や健康状態、生活様式等により、臭気に対する評価が異なります。また、多くは臭気物質が複合して発生するため、問題を一層複雑なものにしています。

根室市では、昭和50年12月に悪臭防止法に基づき根室市街地と花咲港を規制地域として指定し、昭和61年4月1日には近隣農業地域の一部を追加指定しました。規制地域は、下記の図5-2のとおりで、全域をA区域に指定しています。

根室市における悪臭発生源は、主に基幹産業となる水産と酪農関係などです。

令和元年度の悪臭による苦情は、ありませんでした。

2. 発生源の概要

悪臭防止法についての届出義務はありませんが、規制地域ごとに悪臭物質の規制基準を設定しており、その地域内の全ての発生源が規制の対象となります。なお、根室市内に北海道公害防止条例に基づく悪臭発生施設の「飼料肥料の製造の用に供する施設」が1件ありますが、現在は操業していません。

図5-2 悪臭規制地域図

